③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を全て満たす施工経験を有すること。代表者以外の構成員にあっては、同じく次の(a)かつ(c)の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が45㎡以上の施工経験を有すること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上の施工経験を有すること。

(c)　当該施工実績が適切なものであること。

なお、(a)、(b)は同一トンネル工事での施工経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が30％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈼」の様式は上記５(1)へアクセスして入手するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６(1)①の認定（同６(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６(1)①の認定を受けていない構成員が同６(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６(1)①の認定又は同６(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（同６(1)①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道108号花渕山２号トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

福岡第１法務総合庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 24 年 10 月 12 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　業務概要

(1)　業務名　福岡第１法務総合庁舎設計業務（電子入札対象案件）

(2)　業務内容　福岡第１法務総合庁舎の新築に係る設計業務

(3)　履行期限　平成26年３月21日

2　申請の時期

平成24年10月15日から平成24年10月22日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日。

なお、平成24年10月23日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成24年10月12日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５(2)を参照すること。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・△△設計共同体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送等（書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。以下同じ。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2521、2522）

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年３月30日付け国土交通大臣官房地方課長、国土交通大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省九州地方整備局における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　国土交通省九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥　平成24年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2)　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。

(3)　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・△△設計共同体協定書において明らかであること。